

女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託
に係る公募型プロポーザル方式説明書

女川町では、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザルにより受託候補者の選定を行うものとする。業務委託の概要及びプロポーザルの手続き等については、以下のとおりとする。

1 公募型プロポーザルによる受託事業者選定の目的

女川町では、東日本大震災により被災した公共施設の早期復旧・復興を果たすため、平成26年12月に策定した「女川小・中学校整備基本計画」に基づき、平成32年度7月までに町の中心である堀切山地区に「町の核」となる女川小・中学校の整備を行うこととしている。本事業の設計業務を実施するにあたり、最も適切な企画力、技術力、提案力、実施体制及び実績等を持つ設計者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 業務委託の名称

女川小・中学校基本設計及び実施設計業務委託

3 業務委託内容

委託業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。ただし、受託者と町の協議により変更する場合がある。

4 参考業務規模

170,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

5 履行期間

契約締結の翌日から平成30年6月30日まで。

6 プロポーザル方式のスケジュール

(1) プロポーザル告示（実施要領の公表）

平成29年2月17日（金）

(2) 業務委託仕様書、その他必要と思われる資料の貸与

同上

(3) 現地見学会

平成29年2月23日（木）

(4) 業務提案書作成等に係る質問書（実施要領様式第8号）提出期限

平成29年2月23日（木）

(5) 質問書に対する回答の公表

平成29年2月27日（月）

- (6) プロポーザル方式参加申込書（実施要領様式第1号）提出期限
平成29年2月28日（火）
- (7) プロポーザル方式一次審査結果通知（実施要領様式第3号）交付
平成29年3月13日（月）
- (8) 業務提案書提出期限
平成29年4月7日（金）
- (9) 業務提案に関するヒアリング
平成29年4月18日（火）（予定）
- (10) 選定結果及び非選定結果の通知
4月下旬（予定）
- (11) 非選定理由の説明要求期限
5月上旬（予定）
- (12) 委託業務契約締結
5月上旬（予定）
- (13) 非選定理由の回答期限
5月中旬（予定）

なお、各手続きについては、次のことに注意すること。

ア 手続きの受付期間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 参加申込書及び業務提案書等の提出先は女川町教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）とし、提出期限は、指定日の午後5時必着とする。また、提出方法は持参又は郵送とする。

ウ 質問書の提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールとする。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は送信後、教育総務課まで連絡し、送信確認を行うものとする。

エ 質問に対する回答は、女川町ホームページに掲載する。

オ プロポーザル方式の参加に伴う業務提案書の作成、提出等に係る経費は、参加者が負担することとする。

カ 業務提案に関するヒアリングについては、日程を変更する可能性がある。

7 現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり現地見学会を実施する。

(1) 日時：平成29年2月23日（木） 午後0時30分～午後1時30分

(2) 注意事項

ア 参加希望者は、当日午後0時30分までに女川町まちなか交流館多目的会議室まで集合すること。

女川町まちなか交流館：宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原1-36

イ 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

ウ 整備予定地は造成中のため、ヘルメットを持参すること。

エ 現地見学会参加中に発生した参加者の事故等について、町は一切責任を負わない。

8 業務提案書で求めるテーマ

業務提案書で求めるテーマは次のとおりとする。

- テーマ1 「小学生、中学生、保護者、地域の人々、教職員が気軽に交流できる、地域に開かれた学校」及び「子どもたちが元気に活動でき、選択される自慢の学校」にするための施設計画の考え方について
- テーマ2 敷地の高低差や地盤状況を踏まえ、女川の自然、通風・採光等に配慮した合理的な配置計画の考え方について
- テーマ3 施設の長寿命化やライフサイクルコスト（LCC）縮減の方策について

9 業務提案書の提出

- (1) 業務提案書の提出期限は、平成29年4月7日（金）午後5時教育総務課必着とする。
- (2) 提出方法は、持参又は郵送とする。
- (3) 業務提案書の提出部数は、8部（ファイルとじ）、参考見積書は1部とし、データを格納した電子データ（CD等）を1部提出すること（電子データの形式は、Word、Excel等とする）。なお、提出された提案書は返却しない。

10 プロポーザルの審査方法

- (1) 業務提案書等の評価は、選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会は、業務提案書等の提出書類をもとに二次審査の評価基準に基づいて審査を行い、各業務提案書提出者のヒアリングを実施する。
 - ア 本業務委託に係るヒアリングは、平成29年4月18日（火）を予定し、各業務提案書提出者の開始時間、場所等は後日通知する。
 - イ ヒアリングは各業務提案書提出者から2名以内の出席者とし、可能な限り配置予定管理技術者が出席すること。
 - ウ 各業務提案書提出者は、業務提案書のうち「業務実施方針及び実施体制」及び「特定テーマに対する提案」について説明を行うこと。
 - エ 各業務提案書提出者の持ち時間は、説明15分程度、質疑応答15分程度とする予定である。
 - オ プロジェクター及びウ以外の資料を使用することはできない。
 - カ ヒアリングに係る資料、説明、質疑の全体を通じて社名が特定されないように注意すること。
- (3) 選定委員会は評価の結果を女川町契約業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するものとする。
- (4) 審査委員会は、選定委員会からの報告に基づき、総合的に審査、審議を行い、最も優れた業務提案を行った業務提案書提出者を受託候補者として選定する。

11 プロポーザルの審査評価基準及び業務提案書作成要領

- (1) プロポーザルの審査及び評価は、一次審査では事業者の技術力と予定技術者の技術力について、二次審査では業務に対する理解度や提案書の的確性、実施体制、見積積算の妥当性等を

基準として審査を行うものとする。

(2) 業務提案書の記載内容

- ア 業務実施体制
- イ 業務実施方針
- ウ 特定テーマに対する提案
- エ 業務見積書提案（見積内訳書を含む。）

(3) 業務提案書作成時の留意事項について

- ア 提出される業務提案書は、会社名を伏せて評価を行うことから会社名等が特定される事項を記載しないこと。ただし、業務提案書提出時に会社名等を記載した提出文書を添付し、業務見積書提案には、会社名等を記載すること。
- イ 業務提案書の文字サイズ、文字数、挿絵の制限はありませんが、見やすい文字サイズ等とすること。
- ウ 業務提案書は片面A4サイズとし、日本語により作成すること。
- エ 業務提案書は、表紙の次頁に目次を付し、各頁には頁番号を記入すること。
- オ 特定テーマに対する提案については、テーマごとにA4サイズ1枚以内に記載すること。
- カ 提案書は基本的な考え方を文章で記述するものとし、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等の使用は認めますが、設計内容を具体的に表現することは禁止します（別紙「イメージ図等の例」参照）。

(4) 業務提案書の評価基準等について

上記の業務提案書の評価については、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別表の評価基準によるものとする。

12 プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加業者は、申し出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（実施要領様式第7号）を町長あてに提出すること。
- (3) 辞退届の提出方法は、持参及び郵送とする。なお、業務提案書の作成に必要な資料を貸与されている場合は、所定の方法で速やかに返還すること。

13 審査結果の通知

審査委員会による受託候補者選定後、業務提案書提出者に対し、「プロポーザル方式選定結果通知書」（実施要領様式第9号）及び「プロポーザル方式非選定結果通知書」（実施要領様式第10号）によりその結果を通知とする。

14 添付書類

- (1) 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

(2) 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書

(3) 女川町建築設計業務委託共通仕様書

なお、「女川小・中学校整備基本計画」は、女川町ホームページから参照すること。

15 貸与資料

あり

16 担当者

女川町教育委員会教育総務課 春日川・阿部

住 所 〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原3 1 6

電 話 0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 3

F A X 0 2 2 5 - 5 4 - 4 6 4 6

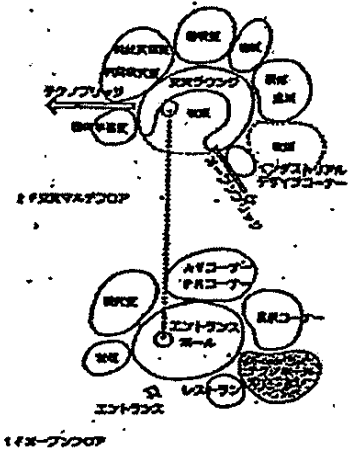
メール kyosou@town.onagawa.miyagi.jp

別紙 イメージ図等の例

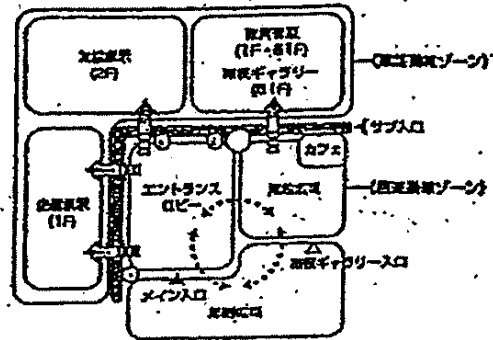
説明書等への添付資料の記載例

技術提案書への表現例

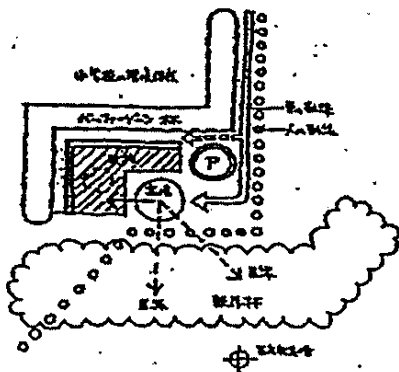
①許される表現例及びその理由



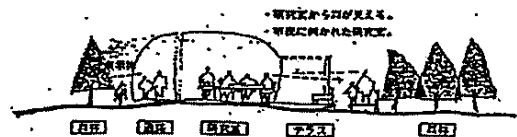
ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。



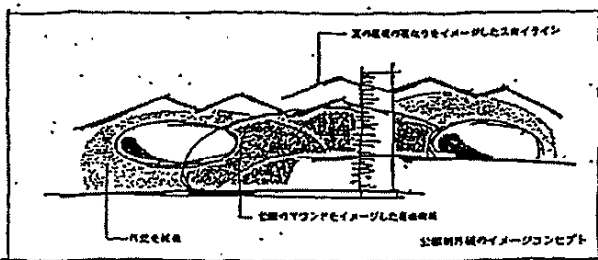
人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



人の動線を説明するときに、それを補うために敷地内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。

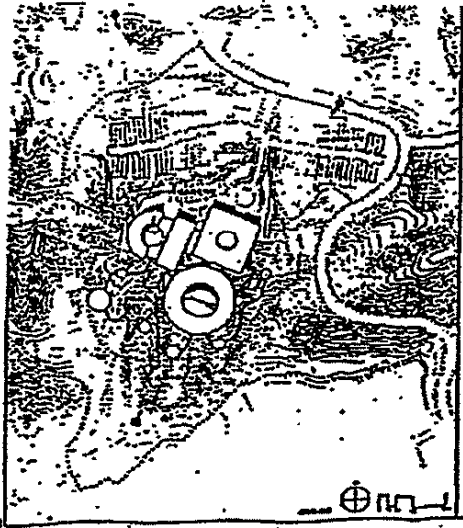


施設と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

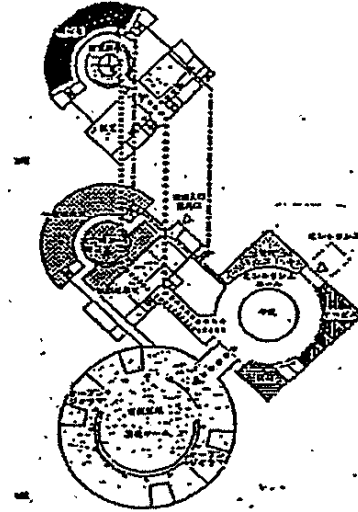


建物のイメージを表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

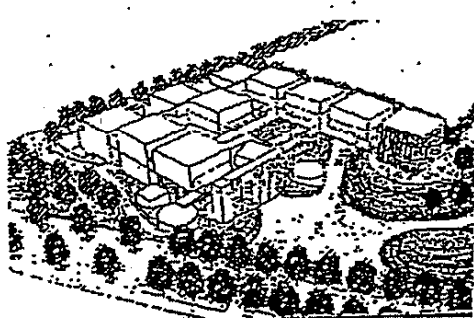
②許されない表現例及びその理由(その1)



建物形状が具体的に表現された、周辺地域も含めた配置図である。



具体的な平面図である。

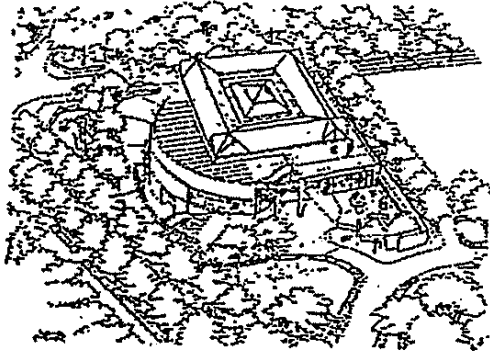


建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。

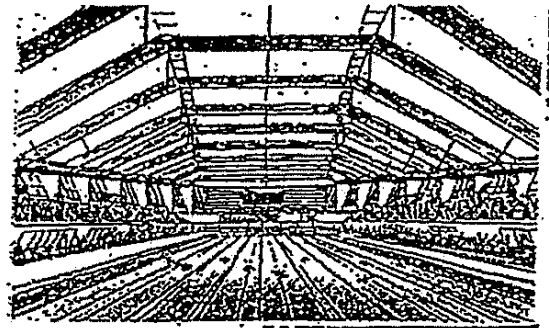


建物の具体的な形状が表現された透視図である。

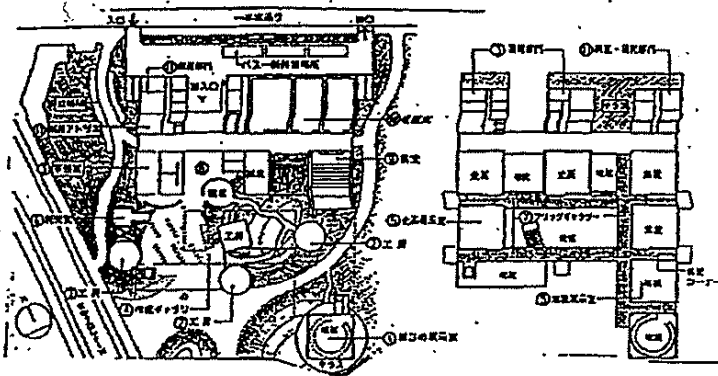
②許されない表現例及びその理由(その2)



外観の形状が具体的に表現された鳥瞰図である。



内観の透視図である。



一定の尺度のもとで作成された具体的な配置図、平面図である。

※建物イメージを表現するために既存の建築物等の写真、イラスト等を使用することは認めるが、この場合引用した建築物等の名称を具体的に記入すること。